

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

～ 山口市重層的支援体制整備事業実施計画を策定します ～

1 計画の背景・目的

- 国においては、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加に加え、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化、格差の拡大等の社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を掲げられました。
- このような中、「地域共生社会」の実現を目指した取組の推進に向け、平成29年(2017年)6月の社会福祉法の一部改正により、市町村は、その地域に応じて、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に質する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。
- また、令和2年(2020年)6月の社会福祉法の一部改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。
- 本計画は、山口市版の包括的支援体制の構築を進めていくため、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うため、その実施体制等を定めるものです。

《諸概念の整理》

上位概念(政策・理念)

地域共生社会の実現(社会福祉法第4条第1項)

～地域住民等が支え合いながら暮らし、生きがい、地域を共に創る～

中位概念(方針・目標)

包括的支援体制の構築(社会福祉法第106条の3)

～複雑化した地域生活課題の解決のための包括的な支援体制～

地域包括ケアシステム(地域医療介護確保法第2条)

～高齢者の支援を目的とした総合的なサービスを地域で提供する仕組み～

具体的事業

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)

～複雑化した地域生活課題の解決のための具体的な事業～

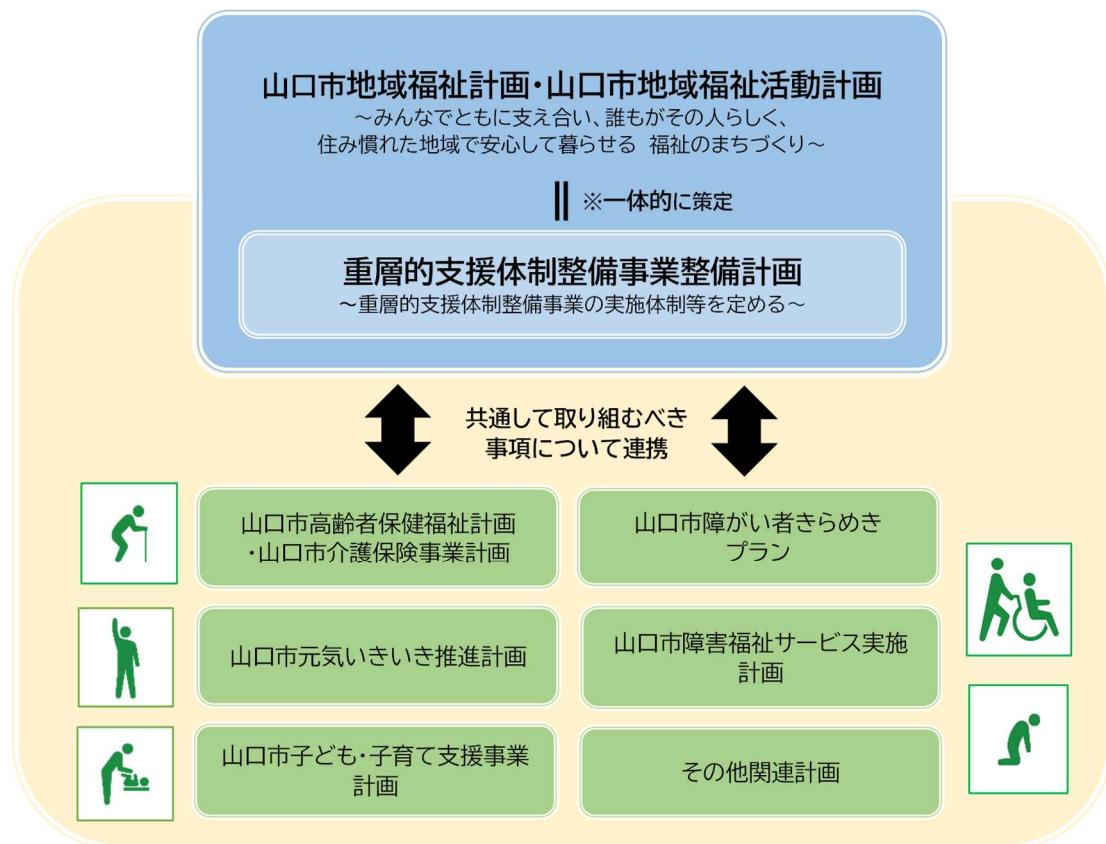
- 属性を問わない相談支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

2 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業を行うに当たって、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」と一体的に策定することとし、毎年度、実施状況を確認した上で評価・検証を行うこととします。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を問わない横断的な支援を行うものとされていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける「地域共生社会」の実現を目指し、各種関連計画と連携・整合を図りながら、包括的支援体制の構築を進めていきます。

《各種関連計画の関係イメージ図》



3 支援内容と実施体制

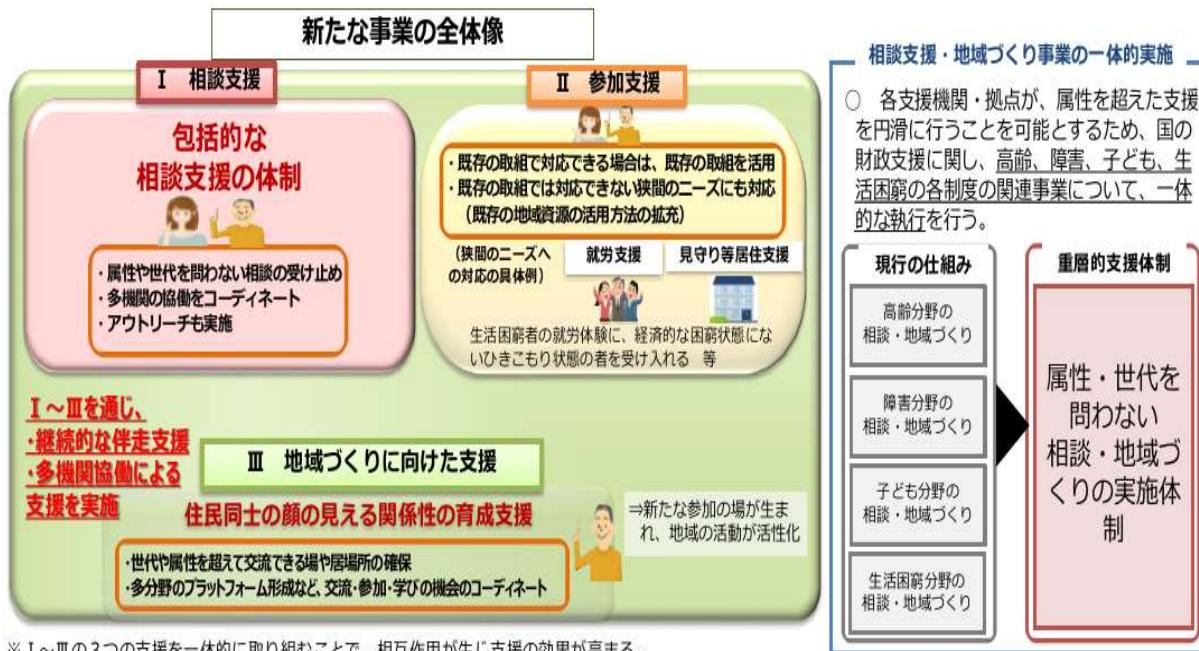
■重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施します。

《重層的支援体制整備事業の概要》

事業名	事業内容
I 相 談 支 援	・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワーク対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
	・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
II 参加支援 参加支援事業	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
III 地域づくりに向けた 支援	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・個別の活動や人のコーディネート ・他分野につながるプラットフォームの展開

■重層的支援体制整備事業制度の全体像イメージ図



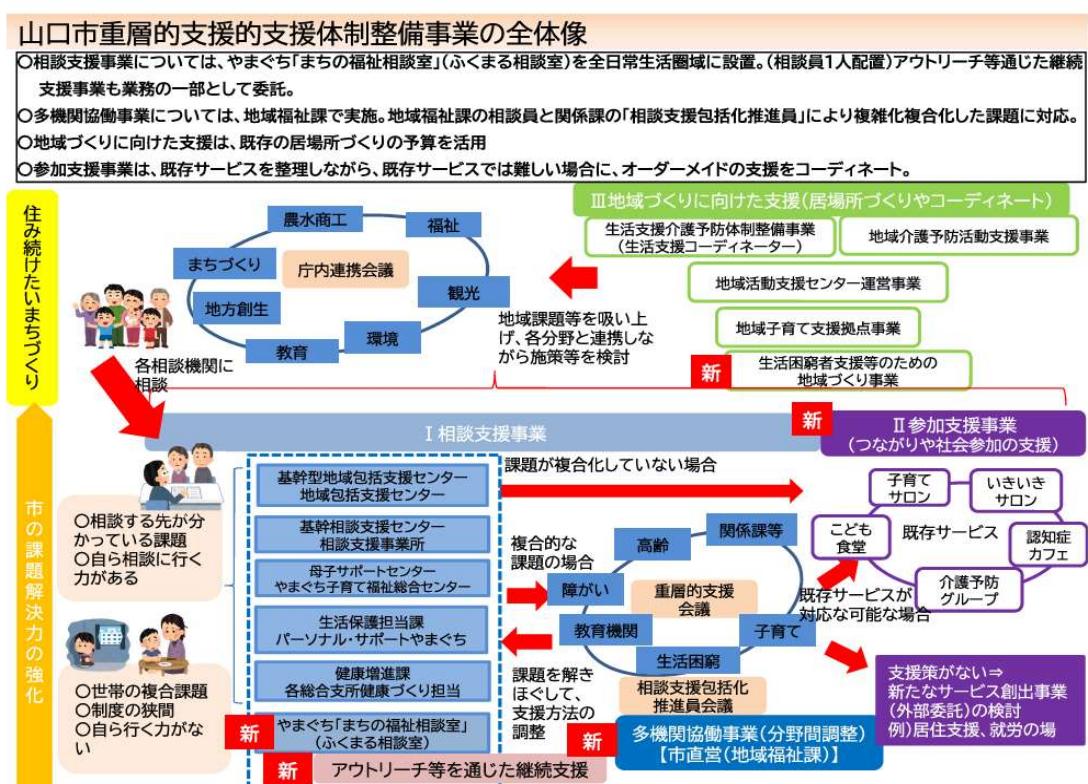
※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

厚生労働省資料抜粋

■山口市重層的支援体制整備事業の全体像イメージ図



I 相談支援

相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「①包括的相談支援事業」、「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施します。

① 包括的相談支援事業



事業のポイント

困りごとを抱える方を必要な支援関係機関につなげる支援

実施体制(支援関係機関)

市相談機関		
項目	名称・設置数	主な業務内容
福祉全般	福祉事務所（1力所）	生活保護、児童、寡婦、高齢者、身体障がい者、知的障がい者福祉に関する相談・援護
保健・健康	保健センター（6力所）	母子保健、健康増進、栄養、疾病予防のに関する相談・支援など
高齢者	基幹型地域包括支援センター（1力所） 分室（2力所） 地域包括支援センター（7力所）	介護サービス、介護予防、健康づくりの相談・支援、高齢福祉、要支援者のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど
生活困窮者	パーソナル・サポートセンターやまぐち（1力所）	就労支援、家計相談、自立相談、一時生活支援事業など
障がい者	基幹相談支援センター（1力所） 相談支援事業所（4力所）	障害者の生活相談、障がい福祉サービスの相談・支援など
子ども	やまぐち子育て福祉総合センター（1力所） 教育相談室（1力所） 家庭児童相談室（1力所） 母子健康サポートセンター（1力所）	こども、子育て支援制度等、子育て全般の相談・支援 いじめや不登校等の学校生活・家庭生活の悩み 養育上の悩み、不安、虐待等の相談 妊娠・出産・子育てに関する相談・支援
全般	やまぐち「まちの福祉相談室」（9力所） (通称：ふくまる相談室) 福祉総合相談窓口（1力所）	福祉に関する困りごとを受け止める相談窓口 福祉に関する総合相談窓口

主な相談機関（市以外）

項目	名称・設置数	主な業務内容
生活困窮者	市社会福祉協議会（1力所）	各種貸付事業、日常生活自立支援事業など
障がい者	山口県福祉総合相談支援センター	障害に関する相談・支援
精神保健	こころの健康相談（1力所）	心の健康に関する相談・支援
子ども	山口県中央児童相談所（1力所）	児童に関する相談
その他	ひきこもり地域支援センター（1力所）	ひきこもりに関する相談

本市の相談支援体制は、高齢、障がい、子ども、生活困窮など各分野の相談支援機関に加え、福祉に関する困りごとを丸ごと受け止める『やまぐち「まちの福祉相談室」』(通称：ふくまる相談室)を地域包括支援センターに併設し、相談支援体制の充実を図っています。

② 多機関協働事業



事業のポイント

相談支援機関の抱える課題を把握し、支援に対する役割分担や方向性の整理といった調整機能を持つなど、相談支援機関を支援する役割

実施体制(相談支援包括化推進員)

実施主体	主な役割	運営形態	担当課
【多機関協働】	困難な課題に対し、重層的支援会議の開催、支援プラン作成を行うなど、事業の中心を担う	市直営	地域福祉課
【生活困窮分野】	重層的支援会議に参加し、困難な課題の支援方針や相談支援機関の調整を行う	市直営	地域福祉課
【高齢分野】			高齢福祉課
【障がい分野】			障がい福祉課
【健康分野】			健康増進課
【こども分野】			子育て保健課

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業



事業のポイント

支援が届いていない方と寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援

実施体制

実施主体	主な役割	運営形態	担当課
【多機関協働】	困難な課題に対し、相談支援関係機関の役割分担のほか、必要な場合は伴走型支援を実施するなど、事業の中心を担う	市直営	地域福祉課
【ふくまる相談室】	日常生活圏域における潜在的な課題を抱える人を把握し、支援方法を多機関協働事業者とともに検討する	委託	地域福祉課

II 参加支援事業

「既存の制度では、対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う」ものであり、「狭間のニーズ」を抱える当事者に向けた、地域の資源を活用した「参加支援」のための事業を実施します。

事業のポイント

制度の狭間にある人と地域・社会がつなげるための支援

III 地域づくりに向けた支援

既存の地域づくりに係る取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場を構築し、地域資源の開発や地域ネットワークの構築等行います。

事業のポイント

地域活動の活性化などを通じた人と人、人と地域がつながり合うための支援

実施体制

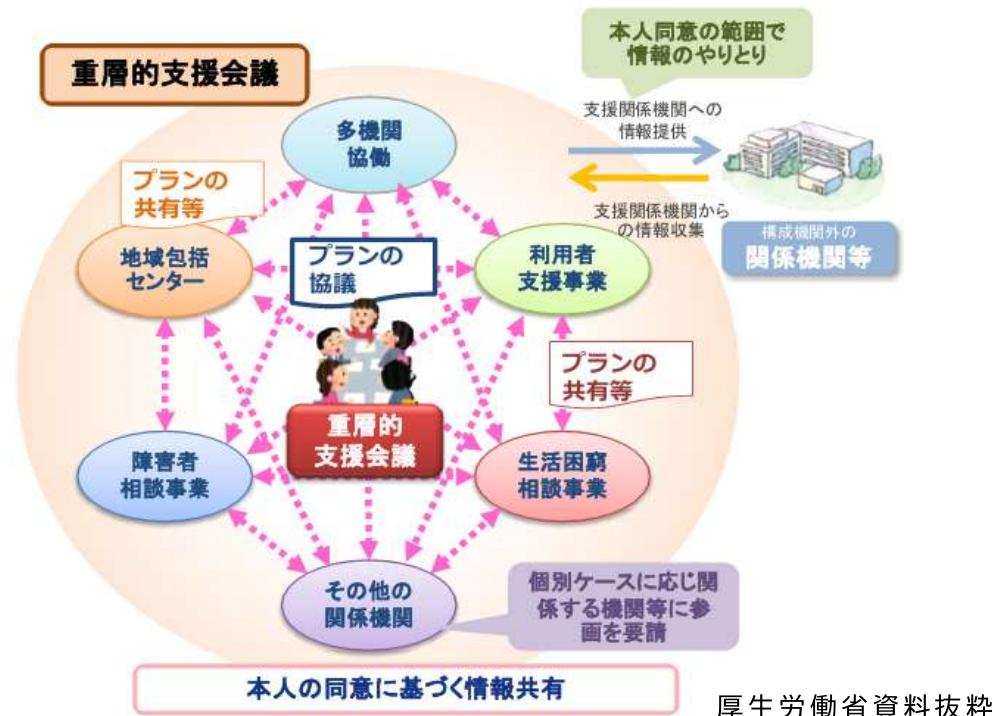
事業名	主な内容	運営形態	担当課
地域介護予防活動支援事業	介護予防を実践する高齢者自主活動グループの支援や高齢者集いの場や生活支援の活動の担い手を育成する	市直営 (一部委託)	高齢福祉課
生活支援・介護予防体制整備事業	生活支援コーディネータを配置し、高齢者の生活課題の把握やその課題解決に向けた取組方法について協議を行う。	委託	高齢福祉課
地域活動支援センター運営事業	障がい分野において、創作活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。市内5カ所(うち機能強化事業実施事業所2カ所)	委託	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場と交流の促進を行う事業を実施。保育所併設型拠点施設15カ所、地域型つどいの広場12カ所	委託	こども未来課

生活困窮者支援等のための地域づくり事業	身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う		
---------------------	--	--	--

IV その他、必要な取組

① 支援会議(兼)重層的支援会議

『やまぐち「まちの福祉相談室」』及び支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化した事案に対し、支援会議(兼)重層的支援会議を開催し、支援の方向性等を検討します。



② 庁内連携体制の構築

事業実施に当たっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携を図るとともに、相談支援体制及び地域づくり事業等から蓄積された地域生活課題に対し、福祉関係部局だけではなく、全庁的な取組が必要とされていることから、課題解決に向けた連携・協働を行う場として庁内連携体制を構築します。